交通安全啓発DVD貸出要項

(趣旨)

第1条 この要項は、交通安全意識の普及啓発のための交通安全啓発DVDの貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(借用の制限)

- 第2条 DVDを借用とする場合、次の各号のいずれかに該当すると認めた時は、貸出をしないことができる。
 - (1) 営利を目的とするとき。
 - (2) 管理上又は運営上支障があると認めたとき。

第3条 1回の貸出は、原則として3本以内とする。

(借用許可)

第4条 DVDを使用するものは、電話、メール、ホームページのお問合せフォームから予約する。

(借用期間)

第5条 DVDの借用期間は、原則として8営業日以内とする。

(借用及び返却)

第6条 DVDの借用及び返却は、熊本県交通安全推進連盟事務局(くらしの安全推進課内)で行う。

2 DVDの借用期限が到来したとき、又は借用期限前に熊本県交通安全連盟事務局長がその返却を 求めたときは、直ちに返却しなければならない。

(使用料)

第7条 DVDの使用は、無償とする。

(管理義務及び損害賠償)

第8条 DVDを使用した者は、これを良好な状態に保持できるよう必要な管理をしなければならない。 2 DVDを亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(報告の義務)

第9条 DVDを使用した者は、その利用結果について交通安全啓発DVD利用報告書(第1号様式)を熊本県交通安全推進連盟事務局長あてに提出しなければならない。

附則

- この要項は、平成7年8月1日から施行する。
- この要項は、平成19年4月1日から施行する。
- この要項は、平成21年1月1日から施行する。
- この要項は、平成27年1月1日から施行する。
- この要項は、令和3年11月22日から施行する。

交通安全啓発DVD利用報告書

4	利田DVD	
	AII () (/ I)	

番	号	題名	視聴人数

2	使用	トバロ
∠.	文/ 1	ハル

使用目的	法令講習会・交通教室・その他会合()			
使用日時	年 月 日() 時 分~ 時	分			
使用場所					
対 象	保育園児・幼稚園児・小学校(低・高)学年・中学生・高校生 保護者・高齢者・事業所職員・指導者・その他 (
DVDの状態	良好・ 不良 不良の場合: 画面に縞が入る・コマが飛ぶ・切れている 音声不良・その他 ()			

上記のとおり利用状況を報告します。

年	月	日

熊本県交通安全推進連盟事務局長 様

<u>使</u> 月	団体名						
住	所						
•		電	話				
		担当	当者				

※ 本書は、使用されたときに1部を提出してください。 例示欄については、該当するものをOで囲み()内に必要事項を記入してください。